

まえがき

本書は、アジア経済研究所が1996年度に実施した「東南アジア農村開発の担い手形成と近代日本の歴史的経験」研究会、および97年度に実施した「東南アジア農村の開発と制度形成——近代日本の経験と対比して」研究会の成果をとりまとめたものである。

今日の東南アジア諸国の農村は、工業・都市部門の急速な成長から強いインパクトを受けてきた。肥料、農機具など農業資材の大半が近代工業部門から供給されており、農産物の販売においても都市市場への依存は深まる一方である。このように工業・都市部門とのリンクエージが強まるなかで、個々の農家が相互に連携を図ることなく農業生産を営むことは困難になっており、環境変化に対応した組織化や能力形成がこれまで以上に農村住民に求められるようになってきている。しかし、そのために必要なリーダー層の形成の遅れ、資金調達や経営管理の知識・経験の不足など、未解決の問題が日々残されていることは否めない。

翻って近代日本の農村発展過程を検討すると、主に集落レベルで形成された生産、販売などのための各種組織がかなり有効に機能し、農村開発のために一定の役割を果たしてきたことが確認される。このことは、各種の経済活動のための組織を創造し管理運営していくために必要な主体と制度が、十分とはいえないにせよ、それなりに日本の農村のなかに形成されていたことを意味している。

このような認識に基づき、本研究会では、近代日本の経験と現在の東南アジア農村が抱える問題とを比較検討することによって、東南アジア農村開発

の担い手形成に必要な条件は何であるのかを、多様な角度から明らかにすることを課題として設定した。

本書は、およそ以上の問題意識を共通の前提として行った研究活動の最終報告である。本書の各章が具体的に取り上げている問題は執筆者の研究対象地域と専門分野により多様であるが、いずれも本書の表題とした「東南アジア農村発展の主体と組織——近代日本との比較から」という問題意識を共有している。論文集としての性格上、全体を統一する序論と結論はあえてつけていないが、各章を順に読みついでいただければ上記の問題意識に基づく論旨の展開がおのずからみえてくるように、編者として配列に工夫を加えたつもりである。そこで、各章の要旨紹介を兼ね、この点についての補強説明をここで行っておこう。

まず第Ⅰ部「農村社会階層」には、農村社会内部の階層とその農業・農村発展における役割および農地改革などそれに対する国家の政策の問題を扱った論文三つを収めた。第1章「農村開発における上層土地所有農の役割——日本とインドネシアの比較」(加納啓良)では、「発展途上国の農村開発におけるキイ・イッシューの一つは、その主要な担い手を農村のなかのどのようなグループ、階層の人々に求めるかという問題である」としたうえで、在地における農村開発の主導的な担い手となる高い潜在力をもつと考えられる上層農民の系譜と役割を、戦前日本と対比しつつインドネシア、特にジャワのケースについて概観的に検討している。オランダ植民地期には支配体制にとっていわば異物のような存在であった上層土地所有農は、独立後にイスラーム政党や宗教組織などを介して支配体制の一翼に参加するようになったが、地方行政組織を牛耳る官僚や軍人の多くは彼らとは異なる都市的階層の出身者によって占められていたから、旧日本の地主層とは違って、政府と彼らの間にはかなり大きな溝が存在することになった。また、経済面でも華人との競合のために商工業の分野への参入が難しく、資本家的企业家への上昇のルートに乗ることは容易でなかった。他方、農村に過剰人口と土地なし層が堆積し安価な雇用労働力のプールを形成している状況では、明治期日本の豪農層の

ように脱農し寄生地主化する可能性もまた限られていた。そのため、彼らの多くはいわば草の根に張り付いたままの手作地主的階層として存続しているが、最近の都市的で大企業中心の開発プロジェクトが彼らの利害と衝突するケースが増えており、社会問題の一因となっていると指摘する。

第2章「ビルマにおける農地法制の展開と農民の『所有権』——農地国有化法とネーウィン期の『農地制度革命』を中心に」(高橋昭雄)では、独立後ネーウィン政権下の社会主義時代を経て現在に至るビルマ(ミャンマー)の農地法体系の特徴と問題点が検討される。そこで明らかになったのは、農地の「所有権」あるいは「耕作権」の性格が二転三転してきたことである。もともとイギリス植民地時代から農民の農地に対する「所有権」は「強い耕作権」という程度の不完全なものであったが、独立直後の1948年農地国有化法によってさらに「弱い耕作権」に変えられ、将来的には「耕作権」は国家に集約されて集団経営に移されることが企図された。だが1953年農地国有化法では再び「所有権ないしは強い耕作権」が復活し、日本の農地改革・農地法と似たような自作農の創設が指向された。62年以降ネーウィン政権下では、1953年農地国有化法をそのままにしながら、「所有権」の内実を再び「弱い耕作権」に押し戻す政策がとられた。同政権の初期の段階では、地主制を撤廃してその再生の道を完全に閉ざし、ビルマ式社会主義の名のもと、農業の集団化を進めることができたが構想されていた。だが地主制は実質的に消滅したものの、農業の集団化は実際には進展しなかった。そのかわりに、「弱い耕作権」制度を農民からの農産物徵収手段として使う強制供出制度と計画栽培制度の導入が進められ、結局は農村を疲弊させた。これは、「所有権ないしは強い耕作権」制度を導入して戦後の食糧難を乗り切りながら、以後は自作農主義による農業保護政策に転じた日本の場合とは大きく隔たっている。

第1章で扱われたインドネシアの場合とは、文脈が異なるにせよ、自作農主義に基づく農村社会秩序の形成が困難で国家による農民的「所有権」の圧迫が起きやすい点で類似している。その背景にあるのはいずれにおいても、大量の土地なし層の農村滞留という、近代日本にはみられなかった東南アジ

ア的状況であろう。いずれのケースも、農村開発をリードする在村的主体の形成の難しさを示すものといえよう。

第3章「中部タイ農村経済の構造変化」(東茂樹)では、中部タイの穀倉地帯に位置するスパンブリ県の一村落での事例調査により、工業化に伴う経済成長が農村に及ぼす影響とどのような農民によって農業が担われているかを明らかにしようとしたものである。1984年に編者を含む東京大学東洋文化研究所のチームがこの村落で行った調査の結果と96年に東自身が実施した追跡調査の結果を対比し、さらに県農業センサスの統計でこれを補完することにより、主に次のような点が提示されている。第1は、土地売却や均分相続による所有地の縮小傾向がみられる反面、借地を増やすことによって経営拡大を図る農家が増えていることである。第2は、80年代半ばからの発芽粒直播き法の普及と2年5期作の導入および90年代に入ってからの収穫作業におけるコンバインの導入という稻作農業技術の変化である。これらは、工業化による都市への労働力移動の増加によって生じた農業労働力の不足に適応するものといえよう。都市製造業部門における雇用吸收の拡大の結果、農村の労働市場は基本的に都市の労働市場に大きく左右されることになった。こういう状況のなかで農業の担い手として目立つのは、砂糖きび栽培、養鶏、畜産などにより経営の多角化を図る中規模農家である。総じて最近の中部タイ農村の農家経営と就業構造の変化は高度成長期の日本と共通点が多いが、兼業農家がほとんどみあたらぬ点は日本と非常に異なっている。これは、「調査地域に工場が少なく、農村工業が発達していない」ためであろう。

タイ農村はもともと自作農が主流を占め、土地なし層も少ないとされてきたが、工業化による都市への労働力吸収の結果、(少なくともタイが経済成長を持續していた1996年の調査時点では) インドネシアやビルマとは違い農業労働力の不足が問題になりつつあったように思われる。東は中規模専業農家による営農の存続を予測しているが、それは彼自身の表現を用いれば「単に商品経済の浸透に対して、小農が経営を維持するために生じた」ものにすぎない。97年以降の不況下で事態がさらにどう変化しているのか、今後の追跡調

査が望まれる。

次に第II部「政府と商人」には、農業発展における政府と商人の役割およびその問題点を、いずれもフィリピンのケースについて検討した論文2点を配置した。まず、第4章「フィリピンの『緑の革命』における政府と農民」(滝川勉)では、静態的在来農法から動態的近代農法への転換としての「緑の革命」を担った経済主体(シュムペーターのいう「新結合」の担い手としての「企業者」)の問題が取り上げられる。滝川によれば、その役割を演じたのは新技术を開発した国際機関=国際稲研究所であり、これと提携して上から新技术を普及していった政府(テクノクラート)であり、農民自身はこれに受動的に従ったにすぎない。この点で、「老農」と呼ばれる在村上層農が重要な役割を担った日本(明治初期)の近代農法展開過程とは大きく異なっている。日本の場合にも、明治30年代以降の階級分化の進行とともに旧老農層が地主的・寄生的性格を強めるとその指導的役割は終り、国家の農業政策の背後に隠れ去ってしまう。とはいえ、以後の発展は当初段階における彼らの貢献なしにはありえなかつたであろう。フィリピンの場合も、1950年代に一世を風靡したマルガテ農法と、それをさらに発展させたマサガナ農法は、老農的技術のうえに立つものであった。しかし、60年代後半に始まる「緑の革命」は、在来農法の改良として確立されたマサガナ、マルガテ農法とは無縁のものとして、主要先進諸国や多国籍アグリビジネスの資金援助下にあった国際機関およびフィリピン政府により上から推進された。それは、短期間に稲の収量水準を飛躍的に高めたが、化学肥料、農薬など大量の農業用投入財の購入を必須とするようになり、その資金調達のため農家負債の問題を深刻化させるという事態をも招いた。ここでも、浮かび上がってくるのは、在村的主体を外部の力が圧倒するという構図であろう。

第5章「フィリピン農業発展における商人の役割」(梅原弘光)は、同質の問題を別の角度から照射する。「緑の革命」による投入財需要の激増に伴い、農村部には、種子、投入財、融資という生産の基本要素に対する市場が形成されたが、これに積極的に対応したのは商人たちであった。また、収量の上

昇により収穫物の商品化も飛躍的に伸び、農業の商業化が大いに進んだ。こうした展開のなかで注目されるのが、在郷ないし在村の商人、特に穀物商による農業関連業務の統合あるいは独占支配であった。それは一面では農業近代化の進展のようにみえるが、生産者である農民の大半は商人による多重収奪のもとにあって、安定的で独立した主体を形成するに至っていない。地元商人によるこのような農業関連業務の統合・独占は、日本における同じ過程では起こらなかった。「なぜフィリピンではそれが起こるのかが追求されなければならない」と今後の研究課題を提起して、この論文は結ばれている。

商人による統合というのは、多分に特殊フィリピン的構造を示すもののようにも思えるが、生産者＝農民が農業発展の真の主体たりえないという構図は、やはり東南アジア全体に共通するものといえよう。

このことは、冒頭でも述べたように、東南アジアにおける農業・農村発展の在村的農民的リーダー層の形成の困難と遅れという問題と裏腹の関係にある。逆にかつての日本では、主に集落レベルで形成された各種協同組織がかなり有効に機能し、多くの問題を抱えていたことは否めないにせよ、ともかく農村開発のために一定の役割を果たしてきたと考えられる。そこから導かれる教訓は何であろうか。このような問題意識を背景に農業・農村組織の問題を扱ったのが、第III部「コミュニティと住民組織」の3論文である。

日本の経験についての理解を確かなものにするため、この研究会では日本農業史の専門研究者の参加と協力を仰いできた。まずその成果を提示したのが、第6章「戦前期日本の農業・農村組織とその指導者——農家小組合の活動を中心に」(田中学)である。明治維新から昭和戦前期に至る近代日本の農村開発の過程では、政策の推進主体あるいは受け皿としての各種農業・農村組織(農業団体)が重要な役割を果たした。その代表的なものは農会組織と産業組合である。両者は「全国一道府県一郡・市一町村」にまたがる、いわゆる系統組織であり、農家に対する組織率も高かった。行政組織の末端が町村であったように、農会や産業組合の場合も法制度的な末端組織は町村単位のそれであったが、実際には町村のなかの集落レベルにおける各種小組合の活

動が農業団体の活動を底辺から支えていた。とりわけ、農会や産業組合の上からの組織化が最終段階に及んだ時期（昭和恐慌期から戦時統制期にかけて）には、集落のグラスルーツ・レベルの農民が重要な役割を演じるようになった。そしてこの農家小組合の存立の基礎には大なり小なり、近世以来の地縁的な村落共同体（いわゆる自然村）のもつ機能が潜んでいたと考えられるというのが、本章の結論である。

さて、近世以来の日本の村落に類似した強固な団体的結合（あるいは斎藤仁のいう「自治村落」）は、一般に東南アジアの農村では欠如しているというが、最近までの東南アジア地域研究者の「常識」である。とすれば、農業・農村発展における自立した在村的農民的主体・組織の形成は、そもそも東南アジアでは望みうべくもないことなのだろうか。このような問題意識から、タイとインドネシアのケースに検討を加えたのが、最後の二つの章である。

まず第7章「農村協同組合の存立条件——信用協同組織にみるタイと日本の経験」（重富真一）では、戦前期日本の場合と比較しながら、「タイ農村においてなぜ住民の協同組織が顔見知り関係にある集落という社会的範囲を突破できないのか、あるいはどうすれば突破できるのか」という設問を立てて考察が行われる。最初の信用協同組合設立（1917年）→1950年代までの拡大→60年代における問題点の露呈→農業協同組合銀行（BAAC）を基幹とするシステムの導入→70年代半ばから的小規模貯金組合の簇生、とタイの農村信用協同組織の展開過程をたどったあと、比較材料として1900年から30年前後までの日本の産業組合の発展が検討される。次に、個別事例の研究として南タイの三つの信用協同組合のケースが紹介される。以上を踏まえ、タイの農村信用協同組織はまず「住民組織が外部資金の受け皿となって、個別農家への融資にあたる形態」（受け皿型組織）として出発し、のちには「個人貸付かせいぜい相互保証という形で住民の組織的関係を利用するシステム」（相互保証型組織）に転換した。だが70年代に入ると「住民組織として貯蓄した資金を組織内で回転させる組織」（貯蓄プール型組織）が初めて登場し普及していった。日本の産業組合は最初から「貯蓄プール」型組織として作られたから、最近になっ

てようやくタイの農村信用協同組織はこれに類似する性格を備えるに至ったということになる。ただし、日本の産業組合が「町村レベルという、コミュニティの紐帶を超えた範囲での運営を成功させた」のに比べて、タイの協同組織は小規模なものにとどまっている点に大きな違いが認められる。その理由として重富は、BAACとの競合、法人登記に伴う経営管理上のコスト負担の大きさ、協同組合の設立運営母体となる地縁集団の構造の相違、の3点をあげている。

この場合、第6章で扱われた日本のケースとの比較で特に重要なのは最後の点であろう。重富によれば、「日本の町村（行政村）は、政府側からみると住民を代表する唯一の公式自治体」であるのに対して「その下の部落は非公式団体であるから、住民は政府との関係では町村という単位で行動しなければなら」ず、かえってそのことが「部落リーダーが部落を超えたところで連帯」することを促した。一方タイでは、規模のうえで日本の町村相当の「行政区」（タンボン）の下にさらに部落相当の規模の「行政村」（ムーバーン）という公式の単位がおかれていたために、「住民からすると行政村でまとまれば政府との交渉も可能」となり、ムーバーン単位を超える連帯の形成が阻害されているというのである。ただし、1994年からは「タンボン自治体」という従来の行政区よりも強固な行政組織が導入されたので、今後は状況が変わってくる可能性もあると示唆して本章は結ばれている。協同組織形成の条件として、村落の内部構造だけではなく、村落と国家機関の関係のあり方に注目しなければならないことを示した点に、本章の論点の新しさが認められよう。

第8章「インドネシアにおける村落行政組織と住民組織——西ジャワ・ブリアンガン高地農村の事例」（水野広祐）では、インドネシアで従来の政府主導型開発の欠陥を補う試みとして注目されている「コミュニティに根ざした開発」プログラムが依拠しうる社会組織とはどのようなものであるのか、という問題を考えるために、水野自身の調査村の事例について検討が加えられる。まず取り上げられているのは、行政村レベルの村落行政組織とその補佐組織、および行政村の下位にある地域単位組織（隣組と集落区）である。つい

で必ずしも地域単位に制約されない住民組織として、農業普及組織（農家グループ）、宗教組織（ウラマ会議とイスラーム諸団体およびモスクを中心とした組織）、墓地管理組織の三つの事例が紹介される。そのうえでふたたび行政村が取り上げられ、それが単なる行政組織にとどまらず、慣習法的コミュニティとしての機能をもあわせもつことが、土地取引に際しての村長の役割と村のなかで発覚した不倫行為に対する社会的制裁の事例をあげて説明されている。さらに、「その他の組織」として若者組織、スポーツ組織、頼母子講、芸能組織の4例があげられ、村でみられる社会組織の多彩さが提示される。結論として水野は「調査村地域には、日本におけるような、種々の機能の及ぶ範囲が重複した自治村落は存在しない」が、「住民の社会組織は、目的や必要性に応じて各々異なったレベルでその集まりの単位を形成している」のであって、ジャワの村落にコミュニティ的まとまり自体が欠けているわけではないことを示唆している。

以上に要約した八つの章の論述からインプリシットに引き出される結論を、編者なりにまとめてみよう。第1～5章から読みとれるように、現代東南アジアの農業・農村発展を先導する力は、これまでのところ農村の外部に存在した。それは、その国の政治体制や社会構造の違いに応じて、いわゆる「開発独裁」や「社会主義」を奉じる国家であることもあれば、都市の製造工業を中心とする民間企業グループ、あるいは多国籍企業やこれと結ぶ商人層など、さまざまであった。いずれにせよ、これらの外的な力に対して農民は単に「動かされるもの」としてもっぱら受動的に対応してきたといつてもよい。外的な力が先導する発展は、ある場合には生産力の停滞と農村の疲弊をもたらし、またある場合には農業技術革新による生産の拡大をもたらした。しかしこれにせよ、外的な力への従属の強化が、農家の経営と農民生活をいつそう不安定なものにしたことは否めない。このため、農村住民自身の手による協同組織の創造によって彼らの主体的立場を強化する必要があるが、近年ますます強く意識されるようになっている。このような対抗力ないし平衡力の育成なしに外部からの力によって一方的に進められる開発が、さまざまな社会的、

生態的問題を引き起こすことについては、今日すでに広く認識されるようになっている。

しかし、人は無から有を作り出すことはできないから、農村内部に現に存在するさまざまな互助連帶の慣行のなかから組織形成の芽を探り当てることが重要な課題となる。いわゆるコミュニティ型組織である。その場合、主に集落レベルで形成された生産、信用、販売などのための各種組織が有効に機能し、農村開発のために大きな役割を果たしてきた近代日本の経験は多くの示唆を与えるであろう。だが、過去の日本の経験がただちに今日の東南アジアに移植可能であるなどとはとてもいえない。半世紀を超える時代の差の問題を描くとしても、すでに多くの先行研究が明らかにしているように、農村内部の、また農村をとりまく社会関係のあり方に日本と東南アジアでは大きな差違がみられるからである。本書の第6章が示したように、日本の農村協同組織の発展には集落レベルでの「むら」的連帯原理の存在が大きな役割を果たした。このような「自治村落」的結合を東南アジアの農村にみいだすことは難しい。といって、東南アジアの農村社会は、決してばらばらな個人の寄せ集めではないし、いわゆる二者関係の連鎖だけに解消されるものでもない。第8章が示したように、場面と機能に応じた各種各様の組織が柔軟に形成、運用される点に東南アジアの農村コミュニティの特徴があるといつてもよいかもしない。また、第7章が示唆するように、農村住民の組織創造能力は、国家の行政機構と村落との関係のあり方によっても大きく影響を受ける。どのようなコミュニティ型組織が、行政とのどのような関係のなかで、持続性と発展性をもった協同組織の発芽の基盤となりうるのか。この問題についての一義的で先駆的な回答はありえない。私たちは、今後もこの点について、それぞれの立場と観点から実態調査を踏まえた研究を続けていきたいと思う。

2年間にわたる研究会の実施過程では、アジア経済研究所内外の多くの方々から貴重なご教示とご助言をいただいた。また、本書の出版にあたっては、研究所研究支援部研究編集課とアジア経済出版会の方々に、編集、校正、

製作の段階でひとかたならぬご尽力をいただいた。ここに記して御礼を申し上げる。なお、本書の内容について、読者諸賢の忌憚ないご教示、ご叱正をいただければ幸いである。

1998年12月

加納啓良